

競技力向上対策事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、財団法人宮城県体育協会競技力向上対策事業補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)第17条に基づき、交付要綱に定めるもののほか補助金の交付及び事業の実施等に関して必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業の名称、補助対象団体等)

第2条 補助金の対象となる事業の名称、交付対象団体、内容及び交付対象経費は、別表のとおりとする。

(交付の申請の様式)

第3条 交付要綱第2条第1項に規定する補助金交付申請書は、様式第1号によるものとする。

2 交付要綱第2条第2項に規定する事業の計画書は、様式第2号によるものとする。

(事業変更承認の申請)

第4条 交付要綱第7条に規定する事業変更承認申請書は、様式第3号によるものとする。

(事業中止又は廃止承認の申請)

第5条 交付要綱第8条に規定する事業中止(廃止)承認申請書は、様式第4号によるものとする。

(中間検査の実施)

第6条 交付要綱第9条に規定する中間検査の実施は、様式第5号-2によるものとし、これに様式第2号による実施報告書、様式6号による実施報告書個表、その他会長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(事業実績報告書)

第7条 交付要綱第10条に規定する事業実績報告書は、様式第5号によるものとし、これに様式第2号による実施報告書、様式6号による実施報告書個表、その他会長が必要と認める書類を添えて提出するものとする。

(概算払による請求)

第8条 交付要綱第12条ただし書きの規定により概算払いにより補助金の交付を受けることになったときは、補助事業者は様式第7号により会長に補助金の交付を請求するものとする。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成15年10月10日から施行する。

附則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

別 表

名 称		交付対象団体	内 容	交付対象経費	
基本強化事業	競技団体強化事業	正式競技強化事業	国民体育大会における正式競技を統轄するもの。(以下「正式競技団体」という。)	国民体育大会及び東北総合体育大会に参加する監督(コーチ含)・選手並びにその候補者に対する練習会、合宿、遠征試合等の実施及びジュニア選手の強化・普及のための練習会、合宿、遠征、講習会等の実施。 指導者の資質向上のため、中央競技団体が主催する研修会・講習会への派遣	事業内容の実施に係る経費のうち、交通費、宿泊費、使用料・賃借料、競技用消耗品費及び受講料。
	競技団体強化事業	加盟団体強化事業	正式競技団体を除く加盟競技団体。	指導者・選手に対する練習会、合宿、遠征試合等の実施。	事業内容の実施に係る経費のうち、交通費、宿泊費、使用料・賃借料及び競技用消耗品費。
	中体連強化事業	宮城県中学校体育連盟	県内中学校指導者・選手が、県代表として全国中学校競技大会等に出場するための強化事業としての、練習会、合宿及び遠征等の実施。(競技団体強化事業として実施されるものを除く)	事業内容の実施に係る経費のうち、交通費、宿泊費、使用料・賃借料及び競技用消耗品費。	
	高体連強化事業	宮城県高等学校体育連盟	県内高等学校指導者・選手が、県代表として全国高等学校総合体育大会等に出場するための強化事業としての、練習会、合宿及び遠征等の実施。(競技団体強化事業として実施されるものを除く)	事業内容の実施に係る経費のうち、交通費、宿泊費、使用料・賃借料及び競技用消耗品費。	